

令和8年度

08-J154-Y1

自家用電気工作物保守点検業務委託(ダム管理費)

特記仕様書

令和8年2月

北秋田地域振興局 建設部

早口ダム管理事務所

1. 当業務は、秋田県早口ダムのダム管理事務所及びダム遠隔監視事務所の自家用電気工作物である需要設備及び予備発電設備の確実な作動を確保するための保守点検業務である。
2. 保守点検作業等は、ダム管理事務所職員の立会のもとで実施し、結果報告書を1部提出するものとする。また、報告書には不良箇所改修の助言や、事故発生の原因及び応急処置並びに再発防止対策の指導等を記載するものとする。
3. 当業務により確認された故障等については、別途協議するものとする。
4. 保守点検項目及び頻度は、次のとおりとする。

点検場所	設備名称	容量	電圧	点検項目	月次点検	年次点検	臨時点検
ダム管理事務所	需要設備	100kVA	6,600V	別表 巡視、点検及び試験の基準のとおり。	月1回	年1回	事故発生時等、必要の都度
	非常用予備発電装置	125kVA	200V				
ダム遠隔監視事務所	需要設備	8kVA	100/200V	別表 巡視、点検及び試験の基準のとおり。	隔月1回	年1回	事故発生時等、必要の都度
	非常用予備発電装置	19kVA	200V				

※上記の点検のほか、ダム遠隔監視事務所の発電機エンジン潤滑油・各エレメント点検・交換を含む。

5. 電気事業法に則り実施すること。
6. 特記以外の事項については、別途協議するものとする。

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準（需要設備）

1 維持及び運用の巡視、点検及び測定・試験

設備		点検項目	定期点検			臨時点検
			月次点検	年次点検		必要の都度
			仕様書による	1回/1年	1回/3年	
引込設備	引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
受電設備	断路器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		継電器の動作試験			○	
		継電器の動作特性試験				○
	変圧器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		絶縁油の酸価度試験				○
		絶縁油の絶縁破壊電圧試験				○
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	避雷器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	母線等	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
その他の高圧機器	外観点検	○	○			
	絶縁抵抗測定		○			
受・配電盤	配電盤、制御配線	外観点検	○	○		
		電圧、電流の測定	○			
		絶縁抵抗測定		○		
		計器校正試験				○
		シーケンス試験			○	
	低圧絶縁監視装置等	装置の点検	○	○		
許容誤差試験			○			

設備		点検項目	定期点検			臨時点検
			月次点検	年次点検		
			仕様書による	1回/1年	1回/3年	必要の都度
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○		
		接地抵抗測定		○		
		漏えい電流測定	○			
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○		
配電設備	電線路	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
負荷設備	機器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	配線、制御配線	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	開閉器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	遮断器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
非常用予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○		
		始動・停止試験	○	○		
		継電器の動作試験		○		
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	遮断器、開閉器、配電盤、制御配線等	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		電圧、周波数（回転数）の測定	○			
継電器の動作試験				○		
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○		
		電圧測定	○			
		比重測定		○		
		液温測定		○		
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		

注1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

- 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
- 3 電気工作物の設置状態により点検項目の一部又は全部を省略することがある。
 - (1) 引込設備の絶縁抵抗測定は、停電範囲により実施できないことがある。
 - (2) 接地抵抗測定は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがある。
 - (3) 絶縁油の酸価度試験及び絶縁破壊電圧試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
 - (4) 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に替えることがある。
 - (5) 次の設備以外の継電器の動作試験及び開閉器と継電器の連動試験にあつては、その一部又は全部を省略することがある。
 - a 引込設備の区分開閉器
 - b 受電設備の主遮断装置及びこれと同一場所に設置された遮断器、負荷開閉器
 - c 非常用予備発電装置の遮断器、開閉器
- 4 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあつては、その結果により当該点検の一部に替えることがある。
 - (1) 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」、「漏電監視装置」等を用いる場合、その監視により当該点検に替えることがある。
 - (2) 引込設備、受電設備及び配電設備の絶縁抵抗測定は、機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において部分放電検出等による「絶縁診断測定」に替えることがある。
 - (3) 引込設備の継電器の動作試験及び開閉器と継電器の連動試験は、機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において「制御配線点検」及び「継電器単体試験」に替えることがある。
- 5 低圧需要設備の移動用の非常用発電設備については、装置を電路に接続しない期間においては、月次点検の周期を6か月に1回とする。

2 臨時点検

電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その都度点検及び測定・試験を行う。